



議員提出第8号議案

大田区ゼロカーボンシティ宣言

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年9月13日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

清水菊美 黒沼良光 佐藤伸

菅谷郁恵 福井亮二 荒尾大介

杉山公一

大田区ゼロカーボンシティ宣言

—2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて—

大田区は、かけがえのない地球を未来の子どもたちに引き継ぐため、「環境にやさしいまち、大田」の実現に向けた取り組みを積極的に推進しています。

しかし今、私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。大田区においても毎年猛暑による熱中症で多くの方が被害に遭い、近年の台風による河川氾濫や家屋被害に遭っています。こうした地球温暖化に伴う気候変動の影響は、日本のみならず、世界中で注目される深刻な問題と認識されるようになりました。2015年に合意されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して、 2°C より十分低く保つとともに、 1.5°C に抑える努力を追求することが定められ、国は2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

大田区は、多摩川や国分寺崖線、池上本門寺、東京湾と羽田空港といった地理的特徴を有し、水と緑のうるおいあふれたまちです。そこで大田区においても気候変動リスクへの緩和・適応にかかる対策などが持続可能な開発目標(SDGs)の推進につながるよう、二酸化炭素排出量の削減及び環境、経済、社会の統合的向上を目指していく必要があります。大田区は、強い危機感・決意のもと、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)」を目指し、ここに脱炭素社会への意向に全力で取り組むことを宣言します。

2050年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これからを生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆様と一体となり、「活力あふれる持続可能なまち大田区」を明日へとつないでまいります。

令和5年4月1日

大田区

(提案理由)

大田区ゼロカーボンシティ宣言を制定するに当たり、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年条例第43号）第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。